

京都市外国籍市民施策懇話会

2008（平成20）年度報告書

2009（平成21）年3月

京都市外国籍市民施策懇話会

目 次

1	會議開催状況	1
2	調査・審議内容，提言	
	第1回会議	1
	第2回会議	2
	第3回会議	4
	第4回会議	5
3	資料	
	京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱	7
	京都市外国籍市民施策懇話会第6期委員名簿	8

1 会議開催状況

	日 時	場 所	内 容
第 1 回 会議	平成 20 年 6 月 18 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・第 6 期懇話会で調査・審議 する内容について
第 2 回 会議	平成 20 年 10 月 1 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・留学生に関する問題につい て
第 3 回 会議	平成 20 年 12 月 17 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・外国籍市民が暮らしやすい 環境づくりについて
第 4 回 会議	平成 21 年 2 月 25 日（水） 午後 2 時から午後 5 時まで	京都市国際 交流会館	・外国籍市民が暮らしやすい 環境づくりについて ・外国籍市民と日本人との交 流について ・平成 20 年度報告内容につ いて

2 調査・審議内容，提言

（ 1 ）第 1 回会議

ア 座長の選出

第 6 期委員の互選により，水野直樹委員を座長に選出しました。

イ 第 6 期懇話会で調査・審議する内容について

第 1 期懇話会から第 5 期懇話会までの提言内容や，京都市の取組を踏まえて，第 6 期懇話会で調査・審議する議題について各委員が意見を出し合いました。

委員の主な意見

懇話会で審議したことは実際の施策に反映されてきた。懇話会の活動を市民にもっと知らせるべきだ。懇話会の委員が，周りの様々な立場の外国籍の人から意見を聞き，会議で発表することで，誰にとっても住みやすい地域をつくることができると思う。

外国人女性の問題，特に子育ての問題について話し合いたい。現存の制度を効果的なものにするには，制度を運営する場の確保と人材の確保の 2 点が重要である。外国人の相談を専門的に受けつけ，外国人が身近に感じて様々な分野について相談できる相談員が必要だと思う。

外国籍市民の地域参加と市民の意識啓発について，具体的な方策を考えたい。区役所と地域を結びつける「地域づくりコーディネーター」のように，行政だけで解決できない，多文化共生についての地域の問題を間に立って解決し，地域で求められている制度や取組を施策に生かす仕組みをつくることのできないだろうか。

民族教育について話し合いたい。民族学校に通っている児童・生徒や日本の学校に通っている在日コリアンの児童・生徒がどのような不利益を受けているのか把握する必要がある。

国の留学生増加計画・労働者増加計画により，今後イスラーム圏の人々が増えてくることは明らかである。礼拝場の確保，ハラール食品の普及，土葬できる場所の確保など，イスラーム圏の人々が日常生活を送るうえで抱えている問

題について話したい。

市政参画の問題を取り上げたい。多くの外国籍の人々が審議会の委員や専門員に就任し、京都市の施策の決定に外国籍市民の意見がより反映されるようにしたい。

留学生が抱える問題について話し合いたい。四川大地震を通して、留学生の災害対策に不安を感じるようになった。留学生組織と行政が連携しながら災害に対処する方法を考えたい。

外国人が日本語を学習する環境を整える必要がある。日常会話ができるようになった後、日本語を読み書きできるまで、どのような支援をすることができるかを考える必要がある。

多文化共生のまちづくりについて話し合いたい。在日韓国・朝鮮人が多く住む東九条を多文化共生のモデル地区として位置づけ、行政と連携しながらまちづくりを行っていききたい。在日の歴史の資料館をつくり、民族楽器、民族料理、民族の言葉を学べる施設にし、在日コリアン、新たに定住する外国人、日本人など、すべての人々をつなぐ場としたい。

外国籍市民の市職員への登用、外国籍市民に対する参政権の付与という根本的な問題を今一度、考え直したい。

外国籍市民が十分な社会保障を受けられるよう、また、民族学校に通う児童生徒が安心して教育を受けられるように、国際人権規約、児童の権利条約などの理念に基づいて取り組む必要がある。

新たに来日する外国人は、外国人として、京都にどのように貢献できるか、考える必要がある。外国人と日本人の相互理解を深めるための方法について話し合いたい。

外国籍市民には在日韓国・朝鮮人と、新しく日本に定住するようになった外国人がいるが、外国籍市民施策を考えるに当たっては、両者に共通する問題と、個別に取り扱うべき問題とを、区別しなければならない。特に、在日韓国・朝鮮人が抱える無年金高齢者の問題、民族教育の問題などは、個別に取り扱い、具体的対策を講じる必要がある。

(2) 第2回会議

議題：留学生に関する問題について

京都市には、現在約4,500人の留学生が在籍しており、過去10年間で大幅に増加しています。

留学生は、将来、それぞれの母国と日本をつなぐ架け橋となる貴重な存在であり、市民レベルの友好親善や国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

留学生が心おきなく勉学に励み、安心して暮らしていくためには、受入環境の整備や生活支援の充実に取り組んでいくことが必要です。

第2回会議では、留学生が抱える問題について、災害対策を中心に議論しました。

委員の主な意見

留学生は地震や災害についての知識が乏しいため、多言語の防災ガイドブックを作成して情報提供を行うとともに、災害時には外国人専用避難所を設置したり、各国領事館と連携をとって本国に連絡するなどの対応をしてほしい。

防災関係をはじめ、京都市の多言語資料と配布場所をまとめた一覧表を、市民しんぶんなど、各戸配布される紙面に多言語で掲載するようにしてほしい。京都市消防局が作成した救急現場活動シートは、救急隊員だけが使うのではなく、外国人がよく利用するユースホステルやホテルなどでも使えるようにしてほしい。

災害時には避難所である小学校に避難しさえすれば、外国人でも日本人と同様のサービスを受けることができる、ということを知ることが必要だ。避難所を示した多言語の地図を作成し、区役所の窓口等で配布すべきだ。

京都市は、外国人コミュニティの中核となる組織ともっと緊密な連携をとるべきだ。そのネットワークを生かせば、外国人一人一人に情報を行き渡らせることができるし、普段から連携をとっておくことで、災害時に市と外国人との連絡窓口となって緊急の対応をしてもらうこともできるようになる。

災害時に、宗教や食文化など特別な配慮が必要な外国人については、専用の避難所を設ける必要がある。

災害時の外国人支援は防災訓練などを通して、それぞれの地域で、地域の人に対応できるようにしていく必要がある。

外国籍市民は防災に関する情報を待つだけでなく、情報を収集するため、自分から消防署や警察署、民生委員を訪ねて行くことも必要だ。直接訪ねて行くことで支援が必要な外国人がいるということを認識してもらうこともできる。

「留学生 30 万人計画」について、総務省が計画の企画立案に関わっていないこと、生活者としての留学生の視点が欠けていることが問題だ。

「留学生 30 万人計画」の中で不足していることについて、京都市は他の自治体と連携しながら国に対して提言していく必要がある。

留学生は、日本での防災知識を十分に有しておらず、災害時に十分な支援を受けることができるかどうか、不安を抱えています。京都市では、FM放送による多言語災害情報の提供や、地震防災マニュアルや救急現場活動シート等の多言語資料の作成などの取組を行っていますが、そうした情報が留学生をはじめ、外国籍市民に十分に行き渡っていない状況があります。

また、政府が発表した「留学生 30 万人計画」によって、留学生とその家族がますます増加することが考えられますが、住宅、医療や防災、子どもの教育など、日常生活の様々な場面で困難が生じることが予想されるため、これまで行ってきた支援策をより一層充実させていく必要があります。

こうしたことから、次の提言を行います。

提言

防災に関する情報が留学生をはじめ外国籍市民に行き渡るよう、資料の多言語化の推進と、区役所窓口での配布やインターネットの活用など、提供方法の多様化に努めること。

外国籍市民が防災に関する知識を身につけ、地域との結びつきを深めることができるよう、各地域で行われる防災訓練に外国籍市民の参加を呼びかけるとともに、避難所での外国籍市民への適切な対応方法について検討すること。

災害時に留学生を含む外国籍市民が十分な支援を受けることができるよう、京都市が、日ごろから外国人コミュニティや多文化共生に関する団体との連携強化に努めること。

国の「留学生 30 万人計画」や、市の留学生倍増の実現に向け、留学生の受入れ環境の整備に大学と連携しながら取り組むとともに、国が果たすべき役割について、他の自治体と連携しながら、国に対して積極的に提言すること。

(3) 第3回会議

議題：外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて

京都市には、約4万人の外国籍市民が暮らしていますが、外国籍市民が安心して生き生きと生活できるようにするためには、そうした人々が活動しやすい環境づくりや、支援する体制の整備が必要です。

第3回会議では、南区東九条のまちづくりと、外国籍市民が行政や地域とつながるための場所の整備や人材の育成という観点から、外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて議論しました。

委員の主な意見

京都で最も多くの在日韓国・朝鮮人が住む地域である東九条には、識字学級や、民族楽器の演奏、在日韓国・朝鮮人の資料展示などを行うことができる地域施設がないので、現在進められている東九条の環境整備を機に場所を確保できるようにしてほしい。

東九条ではこれまで、教育、福祉、文化など様々な分野で、市民による自主的な活動が展開されてきた。東九条にある、多文化共生に資する豊富な物的資源、人的資源を生かしながら、行政と市民が連携して多文化共生の視点でまちづくりを行いたい。

多文化的背景を持つ人たちが気軽に立ち寄り、情報交換や相談ができる場所を地域の中につくり、また、それらの人たちの生活に密着し、行政や地域の各機関とうまく調整しながら問題解決につなげていくコーディネーターを配置する必要がある。

京都市がコーディネーターとなる人材を掘り起こし、育成、認定、サポートしていく仕組みを制度としてつくっていく必要がある。

高層の集合住宅建設などハード面の環境改善によって、地域の人々のつながりや絆などコミュニティ力が失われることがある。地域全体ににぎわいや活性化をもたらすソフト面の視点も取り入れて、まちづくりをしてほしい。

まちづくりについて地域の意見を聞く際、多文化的背景を持つ人たちの意見も反映されなければならない。また、地域の生活者である住民だけでなく、地域で活動するNPOやボランティアグループの人々の声も聞くようにすればいいと思う。

東九条にある4つの小中学校の統廃合が決まったが、統廃合後、陶化小学校と山王小学校にある4つの民族学級がどうなるか、心配である。

各地域で活動している民生委員や児童福祉委員、老人福祉委員等に、地域住民の中には外国籍市民も含まれており、支援を必要としているということを意

識してもらうよう働きかけを行うと同時に、外国籍市民に関わる問題を専門的かつ総合的に扱うソーシャルワーカーを何人が配備して、市内全域の外国籍市民を対象として活動してもらうことが必要である。

外国籍市民と行政や地域をつなぐコーディネーターは、市民や民間団体などのボランティアに頼るのではなく、行政が専門職として位置づけ、きちんとした報酬を支払う必要がある。

(4) 第4回会議

議題1：外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて

議題2：外国籍市民と日本人との交流について

第3回に引き続き、外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて、外国人問題を専門的かつ総合的に扱うソーシャルワーカーの創設という観点から、議論しました。

また、外国籍市民、特にイスラーム圏の人々と日本人との相互理解の促進や交流機会づくりについて議論しました。

さらに、今年度審議した内容を振り返り、懇話会から報告する内容について意見交換を行いました。

委員の主な意見

専門的な福祉援助技術や、制度全般の知識を持って、外国籍市民の問題を専門的・総合的に扱い、解決に導いていく福祉専門職の制度を確立するべきである。

区役所等の行政窓口で、外国籍市民の相談に専門的に乗る人が必要である。その一方で、そこまでアプローチできない人もたくさんいるので、ボランティアも含めて、そうした外国籍市民を日常の生活に近いレベルでサポートする人も必要である。

外国籍市民が地域で十分な支援を受けることができるよう、町内の人全体を把握する役割を果たす、町内会長の国際化を図ってはどうか。

国際交流会館以外でも外国人が相談できる機会を設けることが必要である。

ムスリム(イスラーム教徒)は、宗教上、特別な処理が施されたハラール食品しか口にすることができない。安心して食品を購入することができるよう、ハラール表示の普及を推進してほしい。

学校や職場で、ムスリムの留学生や就労者が金曜礼拝に行くことについて理解が得られるよう、啓発に努めてほしい。

外国人女性の中には、宗教上、男性医師の診察を避ける必要がある人がいるため、女医がいる病院のリストを作成し、必要とする外国人が閲覧できるようにしてほしい。

長年京都に住み、京都に愛着を持っているムスリムが、死後も京都で眠りにつけるよう、京都市内に土葬ができる墓地がほしい。

イスラーム諸国の文化や習慣を多くの市民の人に知ってもらうことができるよう、イスラーム文明センターを設置してほしい。

外国人の子どもでも安心して通うことができる、文化や宗教等に配慮したパイロット保育園、パイロット小学校をつくってほしい。また、学校給食や授業の場面で宗教、文化の違う児童・生徒のことを配慮してほしい。

在日韓国・朝鮮人をはじめ、外国籍市民の中には、自国の文化・言語の紹介やボランティア活動など、地域のまちづくり活動に高い意欲を持った人が多くいます。一方、新しく来日する外国籍市民は、日常生活の様々な場面で、言葉や宗教、文化の違いに起因する多様な問題を抱えています。

すべての外国籍市民が安心して生き生きと暮らせるようにするためには、こうした意欲ある外国籍市民が活動しやすい環境を整えるとともに、問題を抱えている外国籍市民を身近な地域において支援する仕組みづくりを行うことが必要です。また、受け入れる日本人の側が、外国籍市民の文化や生活習慣をより深く理解し、それらを尊重する社会を築いていくことが必要です。

こうしたことから、次の提言を行います。

提言

外国籍市民が多く居住する地域については、外国籍市民を含む地域住民、地域で活動する市民やNPO等の意見を取り入れながら、多文化共生の視点でまちづくりを行うよう努めること。

外国籍市民を生活により身近な地域で支援する体制の整備に努めるとともに、行政通訳相談員の役割拡大をはじめ、外国籍市民が抱える課題について、専門的・総合的に扱う人材の育成に努めること。

文化的、宗教的な理由によって、日本での日常生活に様々な配慮が必要な人がいることを、京都市職員や京都市民が認識できるよう、積極的に意識啓発に努めるとともに、そうした人々が適切な行政サービスを受けられるよう、既存の制度において可能な見直しを行うこと。

京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍市民施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。

3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、委員の資格及び方法は、総務局長が定める。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。

6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。

5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

(経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

京都市外国籍市民施策懇話会第6期委員名簿(敬称略)

	氏 名	職名又は国籍（出身地）
指名委員	高田光治（タカダ・ミツハル）	京都ユースホステル協会 ユースホステル部長
	高山良雄（タカヤマ・ヨシオ）※1	京都新聞者論説委員
	十倉良一（トクラ・ヨシカズ）※2	京都新聞社論説副委員長
	朴実（パク・シル）	東九条マダン実行委員長
	リリアン・テルミ・ハタノ *	甲南女子大学准教授
	水野直樹（ミズノ・ナオキ）◎	京都大学人文科学研究所教授
公募委員	成大盛（ソン・テソン）	[韓国・朝鮮]
	孫美幸（ソン・ミヘン） *	
	鄭埜謨（チョン・ソンモ）	
	趙没名（チョウ・メイミン） *	[中国]
	馬嘯（マ・ショウ）	
	ギュレチ・セリム・ユジェル	[トルコ]
	ハッカライネン・ハヤサキ・ニーナ ヘレナ *	[フィンランド]

◎は座長，*は女性委員

※1 平成20年12月15日退任

※2 平成20年12月15日就任

○任期は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間

○指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

○公募選出委員は外国籍市民から公募により選出

京都市外国籍市民施策懇話会
2008（平成 20）年度報告書

2009（平成 21）年 3 月発行

京都市外国籍市民施策懇話会
事務局：京都市総務局国際化推進室
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町 488 番地
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055